

伊勢市公報

第406号
令和4年10月5日
水曜日

目次

	頁
規 則	
○ 伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則	2
告 示	
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	4
○ 指定納付受託者の指定について	6
○ 収納の事務の委託について	7
上下水道事業告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の事業の廃止について	8
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	9
公 告	
○ 新型コロナウイルス感染症ワクチンに係る予防接種の実施について	10

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 45 号

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第 2 項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第 2 項の規則で定める日を定める規則（令和 2 年伊勢市規則第 40 号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和 4 年 9 月 30 日」を「令和 4 年 12 月 31 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 151 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 4 年 9 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 4 年 8 月 24 日 午前 9 時	五十鈴川駅 (伊勢市楠部町地内)	13 台
〃	令和 4 年 8 月 24 日 午前 10 時 30 分	明野駅南駐輪場 (伊勢市小俣町明野地内)	1 台
〃	〃	宮川駅南駐輪場 (伊勢市小俣町本町地内)	5 台
計			19 台

- 2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薊町高向地内)

- 3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 152 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、株式会社三越伊勢丹が提供するふるさと納税ポータルサイトを利用して納付される寄附金の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、次のように告示します。

令和 4 年 9 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
GMO ペイメントゲートウェイ株式会社
東京都渋谷区道玄坂 1 丁目 2 番 3 号
- 2 指定をした日
令和 4 年 9 月 14 日
- 3 指定期間
令和 4 年 10 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 153 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市ふるさと応援寄附金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 4 年 9 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務の委託を受けた者

東京都渋谷区道玄坂 1 丁目 2 番 3 号

GMO ペイメントゲートウェイ株式会社

代表取締役社長 相浦 一成

2 委託期間

令和 4 年 10 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

伊勢市上下水道事業告示第 14 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 17 号)第 7 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者から給水装置工事業の廃止の届出があったので、次のとおり告示します。

令和 4 年 9 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所在地	廃止年月日
300	刀根設備工業	伊勢市辻久留一丁目 12 番 14 号	令和 4 年 8 月 31 日

伊勢市上下水道事業告示第 15 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

令和 4 年 9 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日	指定有効期限
403	株 式 会 社 刀 根 設 備 工 業	伊 勢 市 辻 久 留 一 丁 目 12 番 14 号	令 和 4 年 9 月 16 日	令 和 9 年 9 月 16 日

伊勢市公告第 70 号

予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 4 年 9 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 予防接種の種類

新型コロナウイルス感染症ワクチンに係る予防接種

2 予防接種の対象者

伊勢市の住民基本台帳に記録されている者のうち、ワクチンごとに決められた接種対象年齢の者。ただし、接種日において戸籍又は住民票に記載のない者その他の住民基本台帳に記録されていないやむを得ない事情があると認められる者についても、当該者の同意を得た上で対象とします。

3 予防接種を行う期間

令和 4 年 10 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

4 予防接種を行う場所

予防接種を行う場所は、次のとおりです。

(1) 集団接種会場

接種会場	所在地
御菌総合支所	伊勢市御菌町長屋 1221 番地
伊勢市立小俣図書館	伊勢市小俣町本町 2 番地

伊勢市二見老人福祉センター	伊勢市二見町茶屋 348 番地
伊勢市ハートプラザみその	伊勢市御菌町長屋 2767 番地
伊勢市小俣総合体育館	伊勢市小俣町新村 401 番地 1
市立伊勢総合病院敷地内に設置する特設会場	伊勢市楠部町 3038 番地
伊勢赤十字病院	伊勢市船江 1 丁目 471 番 2
伊勢慶友病院	伊勢市常磐 2 丁目 7 番 28 号
伊勢田中病院	伊勢市大世古 4 丁目 6 番 47 号

(2) 個別接種会場

接種会場	所在地	接種を行う 医師
荒木内科循環器科	伊勢市西豊浜町 5444 番地	荒木 成政
いど胃腸科クリニック	伊勢市一志町 6 番 7 号	井戸 政佳
岩田医院	伊勢市二俣 1 丁目 4 番 16 号	岩田 吉史
海野内科	伊勢市浦口 2 丁目 2 番 13 号	海野 雅澄
MG 糖尿病・内分泌・甲状腺クリニック	伊勢市勢田町 431 番地	後藤 資実
越智医院	伊勢市小俣町明野 726 番地 1	越智 晶俊
小野循環器科・内科	伊勢市御菌町長屋 2181 番地	小野 直見
角前胃腸科医院	伊勢市藤里町 698 番地 15	角前 泰之
河口外科	伊勢市神田久志本町 1539	河口 大介

	番地 6	河口 浩通
神田小児科	伊勢市河崎 1 丁目 12 番 12 号	神田 博 神田 恵介
木村クリニック	伊勢市船江 1 丁目 2 番 38 号	木村 誠
小林胃腸科内科	伊勢市馬瀬町 1007 番地	小林 和夫 松崎 修 小林 彩子 小林 和人
清水内科	伊勢市神田久志本町 1648 番地	清水 啓之
宅間内科	伊勢市船江 3 丁目 6 番 18 号	近藤 裕子
寺田外科医院	伊勢市一志町 3 番 13 号	寺田 亘
西井耳鼻咽喉科	伊勢市一志町 7 番 1 号	西井 三佳 西井 真一郎
西山クリニック	伊勢市一之木 2 丁目 11 番 18 号	西山 敦 西山 遼 西山 千晶 西山 瑠璃子
橋上内科皮フ泌尿器科 医院	伊勢市岩淵 2 丁目 2 番 3 号	橋上 裕
花田小児科医院	伊勢市中島 2 丁目 6 番 13 号	花田 基
東谷医院	伊勢市神久 5 丁目 7 番 56	東谷 光庸

	号	東谷 喬伸
東山胃腸科内科	伊勢市小俣町元町 1159 番地 2	東山 浩敬
藤井整形外科クリニック	伊勢市楠部町乙 139 番地 2	藤井 英治
ふじさとこどもクリニック	伊勢市藤里町 671 番地 17	梨田 裕志 田畑 しおり
堀胃腸科医院	伊勢市河崎 1 丁目 12 番 1 号	堀 道大
まつだこどもクリニック	伊勢市桜木町 85 番地 180	松田 和之
村松有滝診療所	伊勢市村松町 3294 番地 15	古野 正和
山崎外科内科	伊勢市楠部町乙 77 番地	山崎 学
やまむら内科内視鏡クリニック	伊勢市一之木 4 丁目 2 番 44 号	山村 光弘
伊勢民主診療所	伊勢市浦口 4 丁目 2 番 13 号	荒木 潤
高見内科	伊勢市岡本 1 丁目 4 番 28 号	高見 麻佑子 高見 謙一郎
いせはまごうくらた内科	伊勢市黒瀬町 690 番地 2	倉田 好人
亀谷内科胃腸科	伊勢市岩淵 1 丁目 13 番 3 号	亀谷 章 亀谷 さえ子
森本内科・循環器科	伊勢市河崎 1 丁目 12 番 2 号	森本 典行 森本 美典

永井こどもクリニック	伊勢市八日市場町 5 番 20 号	永井 正高
やまなかこどもクリニック	伊勢市小俣町相合 480 番地	山中 弘文
伊勢志摩レディースクリニック	伊勢市黒瀬町 671 番地 20	池田 洋子
玉石産婦人科	伊勢市御菌町長屋 2049 番地	玉石 好彦
さかとく小児科	伊勢市小木町 512 番地 1	酒徳 浩之
徳田ファミリークリニック	伊勢市倭町 132 番地	徳田 玲子
河崎クリニック	伊勢市河崎 1 丁目 9 番 37 号	石橋 民生
いせ山川クリニック	伊勢市小木町 557 番地	山川 伸隆

5 使用するワクチン

- (1) 12 歳以上用ファイザー社コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン (SARS-CoV-2)
- (2) モデルナ社コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン (SARS-CoV-2)
- (3) 5～11 歳用ファイザー社コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン (SARS-CoV-2)
- (4) オミクロン株対応モデルナ社コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン (SARS-CoV-2)
- (5) オミクロン株対応ファイザー社コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン (SARS-CoV-2)

6 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

(1) 予防接種を受けることが適当でない者は、次に掲げる者とします。

ア 新型コロナウイルス感染症に係る他の予防接種を受けたことのある者で新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う必要がないと認められるもの

イ 明らかな発熱を呈している者

ウ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

エ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

オ アストラゼネカ社ワクチンを使用する場合にあっては、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けた後に血栓症（血栓塞栓症を含む。）（血小板減少症を伴うものに限る。）を発症したことがある者及び毛細血管漏出症候群の既往歴のあることが明らかな者

カ アからオまでに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

(2) 予防接種の判断を行うに際して注意を要する者は、次に掲げる者とします。

ア 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血系疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者

イ 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

ウ 過去にけいれんの既往のある者

エ 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

オ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

カ バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤を使用する際の、ラテックス過敏症のある者

(3) 接種後の注意事項

ア 接種後は、接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動を避けるよう注意すること。

イ 接種後、接種局所の異常反応や体調の変化を訴える場合は、速やかに医師の診察を受けること。

ウ 被接種者又は保護者は、イの場合において、被接種者が医師の診察を受けたときは、速やかに伊勢市健康福祉部健康課に連絡すること。